

○島根県立産業高度化支援センター条例

平成13年3月23日

島根県条例第18号

改正 平成14年7月9日条例第43号

平成16年10月12日条例第60号

平成21年7月17日条例第46号

平成26年3月18日条例第1号

平成29年3月24日条例第1号

平成31年3月8日条例第1号

平成31年4月26日条例第27号

令和3年3月23日条例第17号

島根県立産業高度化支援センター条例をここに公布する。

島根県立産業高度化支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立産業高度化支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 獨創性、挑戦意欲等に富んだ創業者の育成及び企業の技術の高度化、新たな事業分野への進出等に対する支援を通じて本県の産業振興を図るため、島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

(創業準備室等の使用対象者)

第3条 センターの施設のうち創業準備室を使用することができる者は、次の各号に掲げる者であつて、技術又は商品に係る優れた企画開発力を有すると見込まれるもの（第5条第1項により使用期間を更新された者で規則で定めるものを除く。）とする。

- (1) 新たに事業を開始しようとする者
- (2) 次条第1項に規定する承認を申請した日において、創業後5年を経過していない者
- (3) 新たな事業分野に進出しようとする者

2 センターの施設のうち創業支援室を使用することができる者は、前項各号に掲げる者であつて、技術又は商品に係る優れた企画開発力を有するもの（第5条第1項の規定により使用期間を更新された者で規則で定めるものを除く。以下「創業者等」という。）とする。

3 センターの施設のうち研究開発室を使用することができる者は、次の各号に掲げる者（前2項に該当する者を除く。以下「事業者等」という。）とする。

- (1) 製造業、ソフトウェア業、デザイン業その他の規則で定める業種に属する事業を営む者であつて、技術又は商品に係る優れた企画開発力を有するもの
- (2) 人材育成機関その他の本県の産業振興に資するものとして知事が適当と認める者（前号に掲げる者を除く。）

4 センターの施設のうちプロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室又はプラント実験室を使用することができる者は、本県の産業の高度化又は新産業の創出につながる先端的かつ獨創的な研究開発を行う者であつて、技術又は商品に係る優れた企画開発力を有するものとする。

(平14条例43・令3条例17・一部改正)

(使用の承認)

第4条 センターの施設及び設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、次の各号に

掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める者の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 別表の1の(1)の表及び2の表の創業準備室等の附属設備の項に掲げるもの 知事

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 指定管理者(法人その他の団体であつて、知事が指定するものをいう。以下同じ。)

2 知事は、前項の承認(創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室又はプラント実験室(以下「創業準備室等」という。))に係るものに限る。)に当たっては、当該承認を申請した者の企画開発力、事業計画等を審査するものとする。

3 創業準備室等の使用を承認する期間(以下「使用承認期間」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 創業準備室 1年以内

(2) 創業支援室 3年以内

(3) 研究開発室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室 3年以内

4 知事及び指定管理者は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの管理に支障があると認められるとき。

(4) その他センターの設置目的に照らし、その使用が不相当と認められるとき。

5 知事及び指定管理者は、センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

(平14条例43・令3条例17・一部改正)

(使用承認期間の更新)

第5条 知事は、特に必要があると認めるときは、前条第3項の使用承認期間を同項第1号及び第2号に掲げる施設にあつては1回に限り、同項第3号に掲げる施設にあつては2回に限り更新することができる。

2 知事は、前項の更新に当たっては、使用承認期間の更新を申請した者の事業成果、事業計画等を審査するものとする。

3 第1項の規定により更新することができる期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 創業準備室 1年以内

(2) 創業支援室 2年以内

(3) 研究開発室、プロジェクト研究員室、プロジェクト研究推進室及びプラント実験室 3年以内

(平14条例43・令3条例17・一部改正)

(承認の取消し等)

第6条 知事又は指定管理者は、第4条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理及び運営上特に必要があると認めるときは、同項の承認を取り消し、同条第5項の規定により承認に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第4条第4項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 第4条第5項の規定により承認に付した条件に違反したとき。

(5) 使用料を納入期限までに納付しないとき。

(6) 施設等を正当な理由なく長期間使用しないとき。

(令3条例17・一部改正)

(使用料の納付)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料の納付方法は、規則で定める。

(使用料の減免)

第8条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。

(2) 知事又は指定管理者が、センターの管理及び運営上特に必要があるため、第6条の規定により承認を取り消し、又は使用の中止を命じたとき。

(3) 使用者が、使用開始の前日までに規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

(令3条例17・一部改正)

(創業支援室又は研究開発室の使用の特例)

第10条 創業支援室又は研究開発室を使用しようとする者の事業計画の内容、規模、使用人数等から知事が必要と認めた場合にあっては、第3条の規定にかかわらず、創業者等が研究開発室を、又は事業者等が創業支援室を使用することができる。この場合において、創業者等が使用する研究開発室は創業支援室と、事業者等が使用する創業支援室は研究開発室とそれぞれみなして、第4条第3項、第5条第3項及び第7条第1項の規定を適用する。

(平14条例43・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(創業準備室等の改造等)

第13条 創業準備室等の使用者は、あらかじめ知事の承認を受けて、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

(1) 創業準備室等の改造に係る工事

(2) 創業準備室等で使用する電気、ガス、水道、下水道等の工事

(3) 特殊な設備及び研究開発備品の設置

(4) その他知事が別に定める行為

(平14条例43・令3条例17・一部改正)

(創業準備室等の使用者の費用負担)

第14条 次の各号に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

(1) 前条第1号又は第2号の工事に要する費用

(2) 設備及び備品の設置及び撤去に要する費用

(3) 廃棄物、廃液等の保管及び処理に要する費用

(4) その他知事が別に定める費用

(平14条例43・令3条例17・一部改正)

(指定管理者による管理)

第15条 センターの管理（次条第3号に掲げる業務を含む。以下同じ。）は、指定管理者にこれを行わせるものとする。

（平16条例60・追加、令3条例17・一部改正）

（指定管理者が行う業務）

第16条 指定管理者は、第4条、第6条、第22条及び第23条に規定するもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）施設等の使用料の徴収に関する業務
- （2）センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第2条第1項の規定により設置された島根県産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

（平16条例60・追加、平21条例46・令3条例17・一部改正）

（指定管理者の指定の申請等）

第17条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第15条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

（平16条例60・追加）

（指定管理者の指定）

第18条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、センターの管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- （1）事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2）事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3）当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

（平16条例60・追加）

（事業報告書の作成及び提出）

第19条 指定管理者は、規則で定める日までに、センターの管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（平16条例60・追加）

（業務報告の聴取等）

第20条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（平16条例60・追加）

（指定の取消し等）

第21条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者がセンターの管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間におけるセンターの管理は、必要に応じて知事が行うものとする。この場合において、第4条、第6条、次条及び第23条の規定中指定管理者の特権とされているものについては、知事の特権とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(平16条例60・追加、令3条例17・一部改正)

(開館時間)

第22条 センターの開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、開館時間以外の時間にあっても使用することができる。

(平16条例60・追加)

(休館日)

第23条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、休館日にあっても使用することができる。

(平16条例60・追加)

(秘密保持義務)

第24条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第16条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平16条例60・追加)

(原状回復の義務)

第25条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第6条の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。)は、速やかに、自己の責任において当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第21条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理をしなくなったセンターの施設及び設備並びにセンター外施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(平16条例60・旧第15条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第26条 故意又は過失により、使用者がセンターの施設又は設備を、指定管理者がセンターの施設若しくは設備又はセンター外施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平16条例60・旧第16条繰下・一部改正)

(規則への委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例60・旧第18条繰下)

(罰則)

第28条 知事は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(平16条例60・旧第19条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成13年規則第86号で平成13年10月25日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る施設等の使用の承認その他センターの運営に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則 (平成14年条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成14年規則第78号で平成14年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則 (平成16年条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の島根県立産業高度化支援センター条例第18条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても同条例第17条の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成21年条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則 (平成26年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第10条中別表64の2の項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則 (平成31年条例第1号) 抄

改正 平成31年4月26日条例第27号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例27・一部改正)

附 則 (平成31年条例第27号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

附 則（令和3年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県立産業高度化支援センター条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条第1項又は第5条第1項の規定により創業準備室等の使用の承認を受けている者に係る使用承認期間（以下この項及び次項において「現使用承認期間」という。）については、この条例による改正後の島根県立産業高度化支援センター条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第4条第3項又は第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、知事は、現使用承認期間を満了した後に、新条例第5条第1項の規定により使用承認期間を更新しようとするときは、その使用承認期間は、旧条例第4条第1項の規定により承認した使用承認期間の始期から連続して9年を超えることはできない。

- 3 現使用承認期間における新条例別表の1の(1)の表の適用については、同表中「780円」とあるのは「640円」と、「1,570円」とあるのは「1,300円」と、「310円」とあるのは「150円」と、「390円」とあるのは「190円」とする。

（準備行為）

- 4 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

別表（第4条、第7条関係）

（平21条例46・全改、平26条例1・平29条例1・平31条例1・令3条例17・一部改正）

1 施設使用料

(1) 創業準備室等及び指定駐車場

種別	単位	使用料の額
創業準備室	1平方メートルにつき毎月	780円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあつては、1,570円）
創業支援室	1平方メートルにつき毎月	780円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあつては、1,570円）
研究開発室	1平方メートルにつき毎月	2,080円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあつては、2,610円）
プロジェクト研究員室	1平方メートルにつき毎月	780円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあつては、1,570円）
プロジェクト研究推進室	1平方メートルにつき毎月	1,040円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあつては、1,300円）
プラント実験室	1平方メートルにつき毎月	310円（第5条第1項の規定による更新後の使用承認期間にあつては、390円）
指定駐車場	1区画につき毎月	1,030円

(2) 防音室

種別	使用料の額（1時間につき）
防音室1	1,470円
防音室2	1,230円

(3) 会議室

種別	使用料の額（1時間につき）
----	---------------

大会議室	2,100円
中会議室	1,220円
小会議室	770円
特別会議室	1,010円
南館会議室	510円

備考

- 1 創業準備室等の1月の使用料は、単位当たりの使用料の額に各室の面積（創業準備室及びプラント実験室にあつては占有面積）を乗じて得た額とする。この場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 創業準備室等の使用を開始した場合又は終了した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割り計算による。この場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 指定駐車場とは、駐車場のうち創業準備室等を使用する者に使用させるために知事が指定する区画をいう。
- 4 指定駐車場の使用を開始した場合又は終了した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、1月分の額とする。
- 5 防音室又は会議室を使用する場合、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときはその端数時間は1時間として計算する。
- 6 会議室を使用する場合、冷暖房期間（1月1日から3月31日まで、6月1日から9月30日まで及び11月1日から12月31日までの間をいう。）においては、この表に定める使用料の額の3割相当額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を冷暖房料として徴収する。

2 設備使用料

種別	単位	使用料の額
創業準備室等の附属設備	知事が定める単位	知事が定める額
その他設備器具	知事が定める単位	知事が定める額